



平成 24 年 4 月 4 日

各位

東京都港区芝二丁目 7 番 17 号
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号：3071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 竹下謙治
(TEL03-6858-8190)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等の訂正を開示した件につきまして、平成 24 年 3 月 19 日付で株式会社東京証券取引所から、有価証券上場規定第 502 条第 1 項に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり改善報告書を提出いたしましたのでお知らせします。

別添書類：改善報告書

以上

改善報告書

平成 24 年 4 月 4 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇 殿

株式会社ストリーム
代表取締役社長
劉 海濤

このたびの不適切な会計処理に関する過年度決算短信及び有価証券報告書等(以下「過年度決算短信等」)の訂正の件につきまして、有価証券上場規程 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出致します。

第 1.経緯

過年度決算訂正の内容

当社は、平成 24 年 3 月 19 日付「第三者調査委員会による報告ならびに当社の対応について」にてお知らせいたしましたとおり、同委員会による調査報告書の内容を受け過年度決算の訂正が必要であることを認識し、過年度に公表しました連結財務諸表等の決算訂正を行うことと致しました。

過年度決算訂正の対象は以下のとおりであり、内容及び業績に及ぼす影響につきましては別紙 1 のとおりとなります。なお、過年度決算の修正による平成 24 年 1 月期の業績に与える影響見込みについては、平成 24 年 1 月期初(平成 23 年 1 月期末)の純資産額が 172 百万円程度の減少となる見込みであります。

・平成 24 年 3 月 22 日及び 23 日に提出した訂正報告書

- (1) 第 9 期 有価証券報告書の訂正報告書
- (2) 第 10 期 有価証券報告書の訂正報告書
- (3) 第 11 期 第 1 四半期報告書の訂正報告書
- (4) 第 11 期 第 2 四半期報告書の訂正報告書
- (5) 第 11 期 第 3 四半期報告書の訂正報告書
- (6) 第 11 期 有価証券報告書の訂正報告書
- (7) 第 12 期 第 1 四半期報告書の訂正報告書
- (8) 第 12 期 第 2 四半期報告書の訂正報告書
- (9) 第 12 期 第 3 四半期報告書の訂正報告書

- (10) 第 12 期 有価証券報告書の訂正報告書
- (11) 第 13 期 第 1 四半期報告書の訂正報告書
- (12) 第 13 期 第 2 四半期報告書の訂正報告書
- (13) 第 13 期 第 3 四半期報告書の訂正報告書

・平成 24 年 3 月 23 日に提出の訂正決算短信

- (1) 平成 20 年 1 月期 決算短信
- (2) 平成 21 年 1 月期 決算短信
- (3) 平成 22 年 1 月期 第 1 四半期決算短信
- (4) 平成 22 年 1 月期 第 2 四半期決算短信
- (5) 平成 22 年 1 月期 第 3 四半期決算短信
- (6) 平成 22 年 1 月期 決算短信
- (7) 平成 23 年 1 月期 第 1 四半期決算短信
- (8) 平成 23 年 1 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
- (9) 平成 23 年 1 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
- (10) 平成 23 年 1 月期 決算短信
- (11) 平成 24 年 1 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
- (12) 平成 24 年 1 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
- (13) 平成 24 年 1 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

なお、平成 24 年 3 月 26 日提出の平成 24 年 1 月期決算短信についても、平成 24 年 4 月 2 日に訂正決算短信を開示しております。

平成 24 年 4 月第二週を目途に提出する予定の訂正報告書及び決算短信等は以下のとおりです。

(1)訂正報告書

第 9 期 半期報告書の訂正報告書

第 10 期 半期報告書の訂正報告書

(2) 訂正決算短信等

平成 20 年 1 月期 第 1 四半期財務・業績の概況（連結）及び平成 20 年 1 月期第 1 四半期財務・業績の概況（個別）

平成 20 年 1 月期 中間決算短信

平成 20 年 1 月期 第 3 四半期財務・業績の概況

平成 21 年 1 月期 第 1 四半期財務・業績の概況

平成 21 年 1 月期 中間決算短信

平成 21 年 1 月期 第 3 四半期財務・業績の概況

.過年度決算短信等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯
本件の認識から開示に至るまでの経緯は以下になっております。

1.平成 23 年 9 月中旬～平成 24 年 1 月：東京国税局による当社への税務調査

本税務調査は平成 20 年の前回調査より約 3 年を経たものであり、主要科目である仕入や売上はもとより全般的な内容に及びました。調査の過程において、今般のリベート不正計上における対象仕入先¹からのリベートを集計したリベート総括表²に記載のリベート額と仕入稟議書³に記載のリベート額の集計値に大きな差異があり、これを契機に過年度決算(平成 22 年 1 月期、平成 23 年 1 月期)においてリベートが過少計上されていることを指摘されました。更に、東京国税局からこの過少計上の原因追究を受け、同リベート過少計上は過年度(平成 20 年 1 月期、平成 21 年度)に過大計上したリベートの解消が目的であった旨、申し出ました。

その結果、東京国税局よりリベートの過大計上として、平成 20 年 1 月期 135 百万円、平成 21 年 1 月期 25 百万円、当該過大計上の解消処理を目的とするリベート過少計上として、平成 22 年 1 月期 20 百万円、平成 23 年 130 百万円が認められたとの指摘を受けました。

2.平成 24 年 2 月 7 日：「不適切な会計処理について」の開示

東京国税局の税務調査の結果を受け当社内にて財務会計等に及ぼす影響を検討、財務や税務の外部専門家にも事前相談した結果、当社に不適切な会計処理の疑義が発生していることを認識、その対応として第三者調査委員会の設置を予定しており、必要に応じて過年度決算訂正を行う旨の開示を行いました。

3.平成 24 年 2 月 10 日：「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」の開示

当社の決算期は 1 月であり、平成 24 年 1 月期末を経過していたことから、今後の決算確定等のスケジュールも勘案の上、外部の専門家による事実関係の把握、不正行為の有無の把握、又、再発防止等の提言を受けることを目的に第三者調査委員会を設置することを決定し、その旨の開示を行いました。

4.平成 24 年 2 月 28 日：「第三者調査委員会による調査結果の報告時期の延期に関するお知らせ」の開示

平成 24 年 2 月 10 日の開示資料にて、平成 24 年 2 月末を目途に第三者調査委員会の調査結果の報告を行う予定であるとしておりましたが、調査開始後、第三者調査委員会より本調査における財務会計上の数値確認が大量のデータに及ぶことなどにより調査結果の報告

¹ 以下で述べるリベートの不正計上及び買掛金の違算が生じた仕入先

² 対象仕入先からの請求を基に当社の商品部において作成する各月のリベート内訳を分類・集計した表

³ 当社の商品部仕入担当者が仕入時に作成する稟議書

が遅延するとの連絡を受けその旨の開示を行いました。

5.平成 24 年 3 月 19 日：「第三者調査委員会の報告ならびに当社の対応について」の開示

第三者調査委員会の調査に先立ち当社内で調査し確認したリベート計上に関する手法、時期、金額、及びその後第三者調査委員会の調査内容である不適切な会計に関する事実関係の解明、又、それに基づく責任所在等について開示を行うと共に過年度決算の修正による業績に与える影響見込みについても開示を行いました。

.過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

当社は、先述のとおり、税務調査の結果を受けた不適切な会計処理に関する疑義について、第三者調査委員会を設置し事実関係の解明を行いました。第三者調査委員会の調査結果により過年度におけるリベートの不正計上、リベートの不正計上とは別に誤謬としての多額の買掛金違算、その他リベート計上の一部期間帰属の誤りについて指摘を受け、当社としては不適切な会計処理に対する修正及びこの修正に基づいた過年度決算短信等の訂正を行うことといたしました。これらの経緯については以下のとおりとなります。

1.第三者調査委員会の設立及び目的、調査の対象

不適切な会計処理の疑義に関し、その事実関係の把握、不正行為の有無の把握、又、再発防止等の提言を受けることを目的に外部の専門家による第三者調査委員会を平成 24 年 2 月 10 日に設置いたしました。調査委員会の構成は以下のとおりです。

委員長 吉成 外史(弁護士) あかつき総合法律事務所

委員 中田 成徳(弁護士) 城山タワー法律事務所

委員 田中 大丸(公認会計士) アス力監査法人

調査委員会補助者

あかつき総合法律事務所弁護士 2 名、アス力監査法人公認会計士等 4 名

第三者調査委員会の調査範囲について

(対象期間)

・今般の不適切な会計処理の疑義が持たれた平成 20 年 1 月期から平成 23 年 1 月期にその前後の期を加えた平成 19 年 1 月期から平成 24 年 1 月期(第 3 四半期)の会計期間

(対象会社)

当社及び海外子会社を含む連結子会社 4 社

(対象とする取引)

リベート計上取引、又、調査の過程でリベートの不正計上が行われていた対象仕入先(以下「対象仕入先」)に対する買掛金に多額の違算が発見されたため当該買掛金違算を調査の対象に含みました。

2.第三者調査委員会による実態把握と資料の検討

同調査委員会は当社から開示された会計処理に関する各種資料や取締役会議事録、監査役会議事録、社内体制に関する資料等の検討を行い、又、当社の取締役、監査役をはじめとし、平成19年1月期から平成23年1月期まで当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人の各関与公認会計士及び平成24年1月期から会計監査人である新日本有限責任監査法人の各関与公認会計士、対象仕入先から派遣されている社外取締役、一部出向社員等へのヒアリングを行いました。又、ビジネスプロセス理解等のために当社の役職員に対し質問等を実施しております。

又、本件の実態把握のために以下の手続きを行いました。

(1)リベートの不正計上に関する検討作業

- ・対象仕入先からのリベートに関して関係者へのヒアリング等を実施しリベートの種類及びその会計処理等について概要把握
- ・上記概要把握に基づき当社が行っている対象仕入先に係るリベート計上の会計処理について、リベート総括表と対象仕入先から送付される請求明細データ等の根拠証憑との突合及び会計処理の妥当性確認

(2)買掛金違算に関する検討作業

- ・関係者に対するヒアリングならびに会計伝票、総勘定元帳の通査及びその他根拠証憑と会計情報との突合

(3)対象仕入先以外の仕入先に関するリベートの検討

- ・関係者に対するヒアリングならびに会計伝票及び請求書等の突合

又、上記検討作業を行うにあたって以下の手続きを実施いたしました。

(1)質問

- ・社内調査の結果に関するヒアリング
- ・当社のリベート体系に関するヒアリング
- ・当社の各業務プロセスに関するヒアリング
- ・当社の全社統制に関するヒアリング
- ・当社の買掛金管理体制に関するヒアリング

(2)関連資料の閲覧

- ・リベート操作に関する社内調査資料の閲覧と検証
- ・買掛金違算に関する社内調査資料の閲覧と検証
- ・当社の各業務プロセスに関する内部統制資料(業務記述書、業務フロー図及びリスクコントロールマトリックス)の閲覧
- ・当社の全社統制に関する閲覧

(3)証憑突合

- ・リベート操作に関する証憑突合
- ・買掛金違算に関する社内調査資料と証憑突合

・対象仕入先以外の仕入先との取引に関する証憑突合

(4)分析的手続

(5)総勘定元帳の通査

(6)新日本有限責任監査法人の一部の監査調書の閲覧

3.第三者調査委員会の調査により明らかになった事実関係

(1)リベートの不正計上に関する事実

元専務取締役が対象仕入先からのリベートについて、リベート総括表を操作することにより売上総利益を増減させておりました。対象仕入先からのリベートは日次(仕入時)で計上される仕入リベートと月次(販売時等)に計上される販売・在庫リベートに大別されますが、特に今般のリベート不正計上の核心である過大計上の操作手法は、月次決算時において計上される販売・在庫リベートに日次で計上確定された仕入リベートの一部を重複計上させるものであります。又、日次(仕入時)と月次(販売時等)のリベート金額の合計額が対象仕入先からの請求金額と一致するよう月次決算上に重複計上したリベート金額と同額のリベートを日次計上されたリベート額から減額するというものであり、この一連の手法をリベート総括表を改竄することにより行っておりました。

なお、平成 22 年 1 月期及び平成 23 年 1 月期に行われていたリベートの過少計上は上記の方法と反対の操作、即ち月次決算上のリベート額を減額し日次決算上のリベート額を増額するものであり、又、元専務取締役はこれら一連の不正計上の事実が発覚することを避けるため、改竄した「リベート総括表」を用いて監査法人に虚偽の説明を行っておりました。

(2)買掛金違算に関する事実

買掛金違算に関する事実

買掛金の違算とは収益や仕入に関わる計上方法の違いや計上時期の違いによって一般的に発生するものであり、本件においては対象仕入先の当社に対する売掛金と当社の対象仕入先に対する買掛金の差額のことであります。

リベートの不正計上により会計処理としてはリベートが過大計上され買掛金が過少に計上されることにより買掛金の違算が発生しますが、一方、調査委員会の調査の結果、不正計上によるものとは別に誤謬の範疇として買掛金の違算が発生していることが判明致しました。

この買掛金違算の発生原因としましては、以下の決算整理が実施されていなかったことによるものであります。

・平成 19 年 2 月から平成 20 年 3 月までの間において販売時に計上すべき販売リベートを仕入時に先行して値引計上していたため、月末(期末)時に先行値引されている部分だけ過少になっている商品勘定及び買掛金の帳簿金額の補正(上記両勘定の積増し)が実施されていなかった。

・当社は対象仕入先からの請求データと当社の買掛金データを照合するシステムを有しておらず、対象仕入先の請求に当社の買掛金を合わせざるを得ず、上記の補正した帳簿金額と対象仕入先からの請求金額との差額調整が必要であったにもかかわらず実施されていなかった。

買掛金違算に関する虚偽説明

リベートの過大計上及び決算整理未実施により多額の買掛金違算が発生、実態としての買掛金残高は帳簿上の買掛金残高を大きく下回っておりました。そこで元専務取締役はこの事実が発覚することを避けるため、対象仕入先や対象仕入先を経由する他の仕入先との仕入検収(計上時期)の違いを利用して買掛金残高を増加させるよう残高確認の差異分析資料等を改竄し表面上の買掛金違算が妥当であるとの虚偽の説明を監査法人や当社内においても行っておりました。

不適切会計におけるリベート不正計上額と買掛金違算残高額の推移及び主な発生要因

	19年1月期	20年1月期	21年1月期	22年1月期	23年1月期
リベート不正	-	205	16	20	130
買掛金違算残	2	92	114	92	73

*単位：百万円、 は過大計上(是正により利益減少)、符号なしは過少計上(是正により利益増加)

*上表「リベート不正」は各期の発生額、「買掛金違算残」は不正リベート以外の各期末の残高推移額

*買掛金違算残は調整後の実質的違算額

なお、平成24年1月期の決算短信においても、当該買掛金違算が未処理であったことから訂正決算短信の開示を行っております。

調査の過程で検出されたその他の事実

調査委員会は当社が対象仕入先以外からもリベートを受けている点から対象仕入先以外の仕入先についても調査を行った結果、リベートの期間帰属の誤りが2件検出されました。

第2.改善措置

不適切な情報開示等を行った直接的原因(問題点)

売上総利益以下の段階損益及び買掛金が適切に開示されなかったことが不適切な情報開示等の内容であり、その直接的原因は既に上述のとおり以下の2点の不適切な会計処理を行ったことが原因であります。

リベートの不正計上

元専務取締役がリベート総括表を改竄し不正にリベートを計上することにより売上総利益の金額を増減させていたこと、又、改竄したリベート総括表が正であるとの虚偽の説明を監査法人等に行っていたこと

買掛金違算の発生

平成19年2月から平成20年3月までの間において買掛金の違算処理が実施されず、結果として売上総利益が過大に計上されていたこと、且つ、元専務取締役が上記 を含

めて発生した多額の買掛金違算について実態より過少に見せかけていたこと、又、その金額が妥当であるとの虚偽の説明を監査法人等に行っていたこと

1. リベート不正計上の発生原因

(1) 不正の動機

今般のリベート不正計上は元専務取締役により実行されましたが、特に本件の核心であるリベートの不正過大計上は当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場した平成20年1月期及び翌期の平成21年1月期に行われております。元専務取締役は当社設立と同時に入社し当社社長とともに当社の成長を支えてきた一人であり、当社に対する思いは人一倍強いものがありました。当社の株式上場直後は社長からの強いプレッシャーに晒され、又、取引先等の期待に応えたいとの気持ちが強く出た一方で、不正を抑制するコンプライアンスの認識が不足しており、そのことがリベート不正計上を実行した原因であると思われる。

(2) 不正の機会

商品部内での内部牽制の不十分性

今般のリベート不正計上に用いられたリベート総括表の作成手続きが元専務取締役のみによってなされており、作成者と承認者分離等の内部牽制が働いていない状況にありました。本来、リベート額の集計作業は担当者が実施し、それを上長が確かめるといった縦の牽制が必要とされますが、本件では、リベート情報の高い秘匿性を重視し、この集計を限られた人のみが実施し得る仕組みにしており、縦の牽制が効かない状況となっておりました。このようにリベート計上の検証が十分になされない状況が商品部内に存在しており、商品部内においてリベートの管理が部分的にしか実施されておらず、業務分掌が明確に認識されないままその遂行責任が欠けていた面が内部牽制を不十分にさせていた原因であったと思われる。

経営管理部における証憑突合の不十分性

リベート計上の仕訳記帳に際して経営管理部では、元専務取締役が作成したリベート総括表と仕入対象先からの請求書(表紙)との合計金額が一致しているか否かを確認しており、経営管理部においては外部証憑との一義的な照合はなされておりました。しかし、先述のとおり日次で計上される仕入リベートと月次で計上される販売・在庫リベートが二本立てに存在するため、これらのリベートの内訳を操作し不正を可能とする状況が存在しておりました。しかしながら経営管理部においては、リベートの明細を確認することなく、先述のとおり一義的な照合のみを行っており、又、商品部との間での部門間の牽制が不十分でありました。これは、現物の商品の管理という面においては、対象仕入先との商品の受け払いは返品等も含め的確に行い在庫数量も適切に把握しており、又、例えば商品を架空計上するなどしてリベートを操作することが想定しづらいことや、更に、対象仕入先とのフランチャイズ契約のフランチャイジー側として、対象仕入先の請求金額を正として買掛金

を調整していた経緯があった点が一因であると考えております。又、元専務取締役が作成したリポート総括表を鵜呑みにし、当社における複雑な商流とリポート体系をしっかりと把握した上で仕訳および証憑の検討を行うことができなかった点も問題点として挙げられます。このように買掛金の照合システムがない中で経営管理部において他の証憑等を確認するなど別の照合手法を持たず妥協的に業務を遂行しており、業務フローの理解不足やチェックの必要性に対する認識が不足していたことが原因にあると思われま

2.買掛金違算の発生原因

(1)買掛金違算に関する決算整理未実施

買掛金違算の発生原因は、本報告書 第1. .3.(2). 「買掛金違算に関する事実」において記載のとおり販売時に計上すべき販売リポートを仕入時に先行して値引計上していたため、月末(期末) 時に先行値引されている部分だけ過少になっている商品勘定及び買掛金の帳簿金額の補正(上記両勘定の積増し)が実施されていなかった点、及び、当社は対象仕入先からの請求データと当社の買掛金データを照合するシステムを有しておらず、対象仕入先の請求金額に当社の買掛金を合わせざるを得ず、上記の補正した帳簿金額と対象仕入先からの請求金額との差額調整が必要であったにもかかわらず実施されていなかった点であります。又、対象仕入先との取引は平成 17 年 9 月より開始されておりますが、平成 19 年 1 月までは対象仕入先から当社に出向していた社員により決算整理が為されておりました。一方、同出向者の帰任に伴い元専務取締役に当該業務が引継がれたものの十分でなく決算整理が滞ったことが決算整理が未実施となった直接的な原因であります。なお、決算整理が未実施であった平成 19 年 2 月から平成 20 年 3 月までの期間は対象仕入先との取引量が急激に増加していく中、商品の回転期間が早く決算整理を実施しなくとも問題は少ないと認識、故にリポート計上方法の問題を直視せず、会計上の適正な処理の実施を看過したことが原因の背景にあったと思われま

なお、平成 20 年 4 月以降は問題となった販売リポートの先行計上を販売時点における計上へ変更しており、この点における買掛金違算は発生しておりませ

(2)買掛金照合システムの未構築

当社は多品種の家電を大量に仕入しており、本来であれば仕入データと請求データを照合し確認、分析、対応を実施するという内部統制システムの構築が必要な業態であります。買掛金照合システムを未構築とした原因として、当社は対象仕入先とのフランチャイズ契約のフランチャイジー側として、対象仕入先の請求金額を正として買掛金を調整していた経緯がありシステム構築の必要性の認識が薄かったことが主因であります。対象仕入先との取引開始直後は家電小売業の複雑なリポート計上慣習への理解不足があり、又、大量のデータ処理に対するシステム構築の複雑さもシステム構築を躊躇させた原因にあると思われま

この買掛金照合システムが未構築であったために仕入データと請求データを照合し確

認、分析、対応できず多額の違算が発生、今般の過年度決算の訂正に至っております。

(3)買掛金違算についての虚偽説明

本報告書 第 1. .3.(2). 「買掛金違算に関する事実」に記載のとおり、リベートの過大計上や決算整理未実施、又、買掛金照合システムが未構築であったことにより多額の買掛金違算が発生、この事実が判明すれば業績面等への影響が大きくマイナスに出ることは容易に想定され、そこで元専務取締役はこの事実が発覚することを避けるため、買掛金残高を増加させるよう残高確認の差異分析資料を改竄し表面上の買掛金違算が妥当であるとの虚偽の説明を監査法人等に対して行っておりました。なお、当社内にて虚偽説明を見抜けず放置された一因として、買掛金残高の説明が元専務取締役のみによって行われていたこと、又、特に経営管理部において先述の複雑なりべート計上を主体的に理解せず、買掛金の管理を断片的にしか行い得なかった認識の不足があったように思われます。

(4)不正の正当化

当社におきましては売上及び利益の拡大指向が強い傾向にあり、不正を認識していたものではないものの内部統制室の担当者が元専務取締役に何らかの進言を行うには難しい雰囲気もあったと感じており、仮に不正があったとしても当社の利益拡大のためには正当化される雰囲気が社内存在していたと思われます。

.再発防止に向けた今後の措置

今般の不適切な会計処理は大きくリベートの不正計上、買掛金違算の未処理及び監査法人等への虚偽の説明に起因しておりますが、取締役個人及び会計処理上の問題として捉えるのではなく、不正を生じさせない企業風土の醸成や、又、その風土を土台とした具体的且つ持続的なアクションプランを構築、着実に実施していくことが重要であると認識しております。

当社と致しましては、今回の調査を通じて第三者委員会から提言のありました以下の施策を実施し、又、必要に応じて適宜該当規程類の整備も行います。

1.コンプライアンスに関する意識向上

(1)外部有識者を招いた研修制度の充実

研修対象者を経営者、従業員等に分類するなどきめ細かいコンプライアンス研修を年2回(2月、8月)実施いたします。

【対象者 = 経営者/管理者(部長以上)の研修テーマ】

コーポレートガバナンスと内部統制、取締役の善管注意義務と経営判断原則、ケーススタディ、不正のトライアングル(動機、正当化、機会)、不正防止等

【対象者 = 課長/一般社員の研修テーマ】

コンプライアンスとは、コンプライアンスが大切な理由、コンプライアンスの充実

(2)行動指針等の周知徹底

当社の経営理念は「お客様のニーズに真心と誠意でお応えし、よりよい商品、よりよい価

格、よりよいサービスをモットーに、お客様の快適なライフスタイル作りのお手伝いを通して社会の発展に貢献する」であり、又、経営ビジョンの中に社会に対して信頼され、貢献、還元できる会社と謳っております。

当社としましては、経営ビジョンを再度具体化し経営者の明確なメッセージを伝える役割を果たす行動指針を定め、それを本年6月に小冊子としてまとめ会議・終礼等に於いて意識付けを行い、又、社内メール等で月に一度は重要性を訴えるなどして社内に対する啓蒙を人事総務部が実施いたします。

(3) アンケートの実施

コンプライアンスアンケートは、内部統制の構成要素であるモニタリングに関する重要な手続きであると認識しており、年2回(2月、8月)に全社員に対してアンケートを実施することにより、内部通報制度等、各社員が利用可能なコンプライアンスに関する仕組みの意識付けを行います。アンケートには、少なくとも以下の3点、行動規範等の役員及び従業員への認知度・周知状況の確認、役員及び従業員のコンプライアンスに関する認識レベルの確認、コンプライアンスに関する不備がないかの確認を盛り込み、アンケートを実施するとともに、結果を集計し、現状及び改善点等について取締役会、監査役会及び全社員向けに人事総務部が報告を行います。

(4) 内部通報制度の一層の周知徹底

当社では現在、顧問弁護士事務所の森濱田松本法律事務所を通報窓口として内部通報制度を構築しておりますが、不正及び違法行為の抑制効果等を期待し、上述のアンケートの内容に本制度の存在を盛り込むとともに当社内の掲示版に通報窓口の連絡先を掲載、又、社内メール等で月に一度は制度の周知徹底を本年6月(一部4月)より人事総務部が行い本制度の実効性を高めます。

2. 内部統制プロセスの高度化

(1) リポート計上プロセスの見直し

職務分掌の見直し及び相互牽制の導入

リポート管理の所管部署である商品部内にリポート総括表の作成者のほかに承認者を設け、作成者が実施した手続きをその上長が再実施、検証し、更に商品部から回付されたリポート総括表を経営管理部門においても検証いたします。

経営管理部門による外部証憑照合の徹底

リポートに関するデータを商品部のみならず経営管理部の部長も対象仕入先から直接入手し同部の部長及び担当者の双方にて内容を確認、商品部作成のリポート総括表に記載のリポート内訳及び合計金額の整合性を検証いたします。

チェックリストによる確実な履行

リポート計上が適切に実施されているかのチェックリストを作成し、月次決算にて商品部及び経営管理部門にて運用を行います。なお、チェックリストには、例えば、対象仕入先か

ら送付されるオリジナルデータの集計やリポート総括表に集計された各リポート種類別金額と請求書(書類)の明細との突合等が具体的に示されております。

これら から のリポート計上プロセスの見直しについては既に平成 24 年 1 月月次分より実施しております。

(2)会計監査対応

会計監査人が行う期末監査、四半期レビュー監査におきまして、対象仕入先から監査法人に請求データを直接送付し当社内で作成したリポート総括表との整合を確認できるようにいたします。又、従来商品部のみで対応していた会計監査人へのリポートに対する説明を経営管理部にて行うようにいたします。

(3)買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築について

当社は多品種の家電を大量に仕入しており、本来であれば仕入データと請求データを照合し確認、分析、対応を実施するというシステムの構築が必要な業態であります。本報告書 第 2 . 2.(2)買掛金照合システムの未構築において記載のとおり、システムによる買掛金違算の原因を明らかにする仕組みを導入できておりません。

当社としましては、今後これらの照合システムの導入、整備は必須事項と考えておりますが、このシステム構築にあたっては差異原因のデータ収集、買掛金差異項目の洗い出しや商流の確定、又、今後の仕入や販売の発展性、システムの信頼性・拡張性も考慮する必要があり相応の時間を要することが想定されることから以下の段階に分け、商品部、経営管理部、システム部による横断プロジェクトを設け対応策を実施していきたいと考えております。

(第一段階：平成 24 年 12 月末システム構築完了を目的)

現状の会計システムの中で可能な範囲で買掛金残高の差異解消を図ります。本年 5 月ないし 6 月を目的に、まずは対象仕入先と当社のデータに対象仕入先側で共通のキーを設定し請求データと買掛金データの明細が照合できるシステムの構築を行い、差異分析を行います。次に本年 12 月末を目的に、現状において商品原価に純額で反映されている仕入リポート額のデータを抽出し仕入リポート控除後の仕入額を把握、仕入リポート及び仕入単価を明確に把握することにより厳格な管理を実施致します。又、これらの照合の精度を向上させると同時に差異の結果を誤請求や数量・価格相違等に分類、分析し、原因究明を行うなど第二段階のシステム構築のための基礎データを集積いたします。

(第二段階：平成 26 年期初のシステム構築完了を目的)

上記第一段階で集積した差異発生等の基礎データをもとに基幹システム上での買掛金明細消込を実現するようにいたします。

3.再発防止のための管理体制強化

(1)経営管理部門(財務経理グループ)の強化

経理技能のみならず当社のビジネスモデル及び販売・購買のシステムに深い理解力を有する人材の確保に努めると共に財務経理グループに所属する全社員のレベルアップを図るため年2回以上外部研修への参画等を実施します。又、当社のビジネスモデル及びプロセスの理解のために商品部や他部署の人員による勉強会等の啓蒙活動を年2回(2月、8月)行います。

(2)コンプライアンス委員会の設置と内外での連携

上記に記載のコンプライアンスに関する意識向上施策やその他の取り組みを推進する社内のコンプライアンス体制を整備いたします。具体的には管理本部を主管とする全社横断のコンプライアンス社内委員会を5月に設置し、このコンプライアンス社内委員会を中心に外部の専門家も交えたコンプライアンス委員会を併設し年3回(今年度は7月、9月、1月)改善案の履行状況の報告、指導を受けます。

(3)モニタリング機能の強化

本調査報告書及び改善計画に基づくコンプライアンス改善状況について、内部統制室に十分な権限と責任を与えその機能を強化いたします。具体的には内部統制室のメンバーを社内・社外のコンプライアンス委員会のメンバーの一員とし、同両委員会での改善事項の監督監視権限を持たせ、着実に実行できるようにいたします。特に本件の対象部門である商品部、経営管理部ににつきましては、本改善状況報告書の提出までに最低1回の内部監査を実施致します。なお、内部監査の権限強化、実効性強化策としまして、改善事項がある場合については、従来、書面のみでの報告でありましたが、代表取締役社長ないし営業、管理の各本部長へ直接報告することといたします。

.改善措置の実施スケジュール

別紙2をご参照下さい。

.不適切な情報開示等が投資家及び市場に与えた影響についての認識

今般の不適切な会計処理により重要な訂正を要する決算内容を開示していたこと及び過年度決算訂正を行う事態を招いたことに関し、株主、投資家ならびに関係者各位に多大なご迷惑とご心配をおかけし深くお詫びを申し上げる次第です。

当社としましては、かかる事態を真摯に受け止め、上場企業として重大な責任があることを反省するとともに、今後二度と本件のような事態を発生させないように再発防止策を確実に実行し関係各位及び証券市場の信頼回復に向け鋭意努力を行う所存です。

なお、今般の不適切な会計処理に関する当社内の処分は以下のとおりです。

元専務取締役 営業本部長 作佐部 光浩	営業本部長の職を解き取締役辞任
代表取締役社長 劉 海濤	月額報酬 30%減額を 3 カ月
取締役副社長 竹下 謙治	月額報酬 10%減額を 3 カ月

取締役経営管理部長 土屋 敏 月額報酬 10%減額を 3 カ月

以上

別紙 1

(単位:百万円)

		連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第9期 (平成20年1月期)	売上高	28,094	28,094	-	26,463	26,463	-
	営業利益	443	181	261	379	117	261
	経常利益	443	182	261	377	116	261
	当期純利益	272	65	206	216	9	206
	総資産	3,791	3,799	8	3,416	3,424	8
	純資産	1,819	1,612	206	1,790	1,583	206
第10期 (平成21年1月期)	売上高	29,136	29,136	-	27,927	27,927	-
	営業利益	213	134	78	170	91	78
	経常利益	241	162	78	201	122	78
	当期純利益	143	74	68	111	42	68
	総資産	3,339	3,316	23	3,131	3,108	23
	純資産	1,715	1,439	275	1,676	1,401	275

(単位:百万円)

		連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第11期 第1四半期 (平成21年4月期)	売上高	7,287	7,287	-	-	-	-
	営業利益	25	29	4	-	-	-
	経常利益	14	18	4	-	-	-
	当期純利益	14	15	0	-	-	-
	総資産	4,552	4,538	14	-	-	-
	純資産	1,699	1,423	276	-	-	-
第11期 第2四半期 (平成21年7月期)	売上高	14,418	14,418	-	-	-	-
	営業利益	41	45	4	-	-	-
	経常利益	32	36	4	-	-	-
	当期純利益	24	27	2	-	-	-
	総資産	4,384	4,422	37	-	-	-
	純資産	1,688	1,410	277	-	-	-
第11期 第3四半期 (平成21年10月期)	売上高	23,119	23,119	-	-	-	-
	営業利益	29	33	4	-	-	-
	経常利益	20	25	4	-	-	-
	当期純利益	20	22	2	-	-	-
	総資産	4,643	4,710	67	-	-	-
	純資産	1,681	1,403	277	-	-	-
第11期 (平成22年1月期)	売上高	33,655	33,655	-	25,207	25,207	-
	営業利益	109	147	37	108	146	37
	経常利益	122	160	37	111	149	37
	当期純利益	76	103	26	74	101	26
	総資産	4,503	4,570	66	4,479	4,545	66
	純資産	1,780	1,531	248	1,726	1,477	248

(単位:百万円)

		連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第12期 第1四半期 (平成22年4月期)	売上高	9,600	9,600	-	-	-	-
	営業利益	93	93	-	-	-	-
	経常利益	89	89	-	-	-	-
	当期純利益	56	56	-	-	-	-
	総資産	4,657	4,723	66	-	-	-
	純資産	1,816	1,568	248	-	-	-
第12期 第2四半期 (平成22年7月期)	売上高	18,290	18,290	-	-	-	-
	営業利益	168	187	19	-	-	-
	経常利益	182	202	19	-	-	-
	当期純利益	107	115	8	-	-	-
	総資産	5,255	5,321	66	-	-	-
	純資産	1,853	1,612	240	-	-	-
第12期 第3四半期 (平成22年10月期)	売上高	27,750	27,750	-	-	-	-
	営業利益	267	321	53	-	-	-
	経常利益	276	330	53	-	-	-
	当期純利益	170	193	23	-	-	-
	総資産	5,636	5,702	66	-	-	-
	純資産	1,917	1,692	225	-	-	-
第12期 (平成23年1月期)	売上高	38,867	38,867	-	26,208	26,208	-
	営業利益	382	527	144	233	378	144
	経常利益	395	541	144	250	395	144
	当期純利益	247	323	75	134	210	75
	総資産	5,585	5,563	21	5,411	5,389	21
	純資産	1,990	1,817	172	1,842	1,669	172

(単位:百万円)

		連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第13期 第1四半期 (平成23年4月期)	売上高	10,154	10,154	-	-	-	-
	営業利益	119	119	-	-	-	-
	経常利益	126	126	-	-	-	-
	当期純利益	65	65	-	-	-	-
	総資産	6,160	6,231	70	-	-	-
	純資産	2,032	1,859	172	-	-	-
第13期 第2四半期 (平成23年7月期)	売上高	19,233	19,233	-	-	-	-
	営業利益	219	219	-	-	-	-
	経常利益	237	237	-	-	-	-
	当期純利益	124	124	-	-	-	-
	総資産	5,938	6,008	70	-	-	-
	純資産	2,086	1,913	172	-	-	-
第13期 第3四半期 (平成23年10月期)	売上高	26,978	26,978	-	17,750	17,750	-
	営業利益	62	62	-	51	51	-
	経常利益	77	77	-	53	53	-
	当期純利益	22	22	-	24	24	-
	総資産	5,665	5,655	9	5,355	5,346	9
	純資産	1,955	1,783	172	1,820	1,648	172

別紙2 (実施スケジュール)

改善措置項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
コンプライアンスに関する意識向上							
・外部有識者を招いた研修							
経営者/管理者向け		(内容検討)			(実施)		
課長以下一般社員向け		(内容検討)			(実施)		
・行動指針の周知徹底							
行動指針の再構築	(内容検討)	→					
行動指針の小冊子準備			(作成)				
行動指針の終礼等での意識付け			(実施)	→	→	→	→
行動指針のメールでの社内啓蒙			(実施)	→	→	→	→
・アンケート調査の実施							
アンケート内容の検討			(内容検討)				
アンケートの実施					(実施)		
アンケートの結果分析					(実施)		
アンケート結果の報告(取締役会等)						(実施)	
内部通報制度に対する啓蒙			(実施)				
内部通報制度の社内HP掲載	(実施)						
内部統制プロセスの一層の高度化							
リポート計上プロセスの見直し							
FC請求データのW受領(商品部/経管部)	(実施済)	→					
FC請求データの商品部Wチェック	(実施済)	→					
FC請求データの経管部Wチェック	(実施済)	→					
チェックリストの作成	(作成済)	→					
チェックリストによる運営	(実施済)	→					
買掛金運算の原因明確化と管理体制の構築(第一段階)							
現状システムによる請求データと買掛データの照合		(実施)					
上記照合に基づく分析、対応(商品部/経管部/システム部)		(実施)					
請求・買掛共通キーの設定	(着手)	(実施)					
上記キー設定に基づく照合、分析(第二段階)		(実施)					
第一段階のシステムによる照合データの蓄積、分析		(一部実施)					システム構築
上記データの蓄積、分析に基づく明細単位のシステム構築							2年後程度を目途に構築
再発防止のための管理体制強化							
・経営管理部門(財務経理)の強化							
能力の高い人材の採用、確保	(着手)	→	→	→	→	→	→
現有人材の強化(外部研修等)					(実施)	(実施)	
ビジネスモデル・プロセス勉強会					(実施)		
・コンプライアンス委員会の設置と内外の連携							
社内コンプライアンス委員会の設置			(実施)				
社内コンプライアンス委員会の開催			(実施)				(実施)
コンプライアンス委員会の設置(外部の専門家の登用)			(実施)				
コンプライアンス委員会の開催				(実施)		(実施)	
・モニタリング機能の強化							
内部統制室の業務権限見直し	(内容検討)	(実施)					
上記の必要規程等の変更	(内容検討適宜実施)	→	→	→	→	→	→
改善事項のモニタリング実施/継続					(実施)	(実施)	